

学校の音楽著作権

1 はじめに

社会科見学や移動教室などで音楽を使うことがあります。

学校は、授業の一環ならば合法となることが多いのですが、著作権上、どのような場合ならやってよいのか、今回はそれを検証します。

2 準備において

行事の前には、しおりに歌詞や楽譜を載せることがあります。社会科見学や移動教室は、授業の一環ですが、部数が多い（1クラス以上（50部））場合、著作権者への手続きが必要になります。学級通信や学年通信に載せるのも違法です。

しかし、事前段階で、マイムマイムなどのフォークダンスやレクで利用するために市販のCDをコピーすることについては、授業の一環なので合法です。運動会や集会で使用する場合も同様です。

3 バスの中では

バスの中でみんなで歌ったり、レクで踊ったりするときにCDを使うのは、どうでしょうか。

この場合は、①入場料をもらっていない、②演奏する人に報酬を支払っていない、③営利を目的としたものではない、の3つの条件を満たすので合法となります。

（参考：「ジャスラの音楽著作権レポート」
<http://www.jasrac.or.jp/park/inschool/trip.html>）

それでは、DVDなどの映像は、どうでしょうか。結論から言えば、違法です。それは、DVDを視聴すると、最初の方に次のような一文が載っているからです。

「このDVDは、一般家庭における私的再生に用途を限って販売されています。従って有償・無償に拘わらず、権利者の書面による事前の承認を得ず、複製・貸与・公衆送信・上映等を行うことを禁止します。」

バスの中で見るのは、「上映会」に近い状態になり、「一般家庭での鑑賞に限る」という許可の範囲ではありません。したがって、市販、レンタルに関わらず、違法となります。（参考：「バス観光 Magazine」
<http://www.bus-trip.jp/magazine/aboutbus/detailcharteredbus/8470>）

万一、バスの中でDVDを視聴していることが著作権管理団体に発覚すると、バス

会社が責任をとることになり、著作権料の支払いが発生してしまうそうです。

このように、CDの使用は合法で、DVDの使用は違法ということになりますが、最近では、バス会社の方が萎縮して、CDの持ち込みすら禁止するところがあります。利用するバス会社がどういう規則にしているかを確かめる必要があります。

4 テレビ番組

テレビ番組の録画は、私的利用や授業のためならば認められています。しかし、それをバスの中で上映するとなると、違法になります。バスの中での上映は、私的利用でもなく、授業でもないからです。録画そのものが認められないのです。

（参考：ホットライン「テレビ番組著作権」
https://www.tv-copyright.jp/about_c/rule.html）

5 ホームページでは

ホームページに音楽や映像を公開することは、授業ではないので、違法となります。運動会や集会で使った音楽や映像に著作権があるからです。

校歌ですら著作権があるので、ホームページに載せることができません。ちなみに、本校の校歌は、著作権が消滅しておりますので、載せています。著作権がある校歌はJASRAC等に許可を取る必要があります。

本校の鼓笛の「木星」は、著作権が消滅しておりますが、「マーチングパワー」についてはJASRACで管理していない曲なので不明です。

6 教員の研修会

教員の研修会で配布する資料、または、この「学びのあれこれ」そのものに歌詞や楽譜を載せるのは、どうでしょうか。

対象が子供ではないので、授業と見なされません。したがって、違法です。著作権者への手続きが必要になります。

7 保護者会

保護者に渡す資料にも歌詞や楽譜を載せてはいけません。対象が子供ではないので、授業と見なされないからです。学校便りはもちろんのこと、学校から発行される文書に歌詞や楽譜を載せることは著作権の侵害となりますので、注意が必要です。